第 3 章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

市民一人ひとりが相互に助け合い、 様々な活動に積極的に参加し住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

共に支えあい、共に生きる 福祉のまちづくり

2. 計画の基本目標

計画の策定に先駆け、市と社会福祉協議会は、市内27会場において、「住民ふくし座談会」を開催(平成27年7月31日から12月4日)し、生活の場である身近な地域に対する住民の思いを集約しました。そして、これをもとに、すべての人が、年齢、性別、障害の有無などに関わりなくお互いに助け合って自分らしくいきいきと暮らしていける社会の実現に向け、「住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できる地域社会の実現をめざして」を掲げ、次の3つの基本目標を定めました。

 基本目標②
 地域のつながりづくり

 基本目標③
 地域で活動するひとづくり

3. 施策の体系

基本目標 活動目標 施策 ①福祉の総合的な相談体制づくり 1 相談体制の充実 ②相談窓口や各種相談員制度の周 ①福祉サービスの周知 2 福祉サービスの情報提供 ②地域での福祉問題等の情報共有 ①安心して生活できるまちづくり 3 福祉サービス利用者の保護 ①地域福祉権利擁護※事業や成年 と支援 後見制度※の周知や利用支援 ①地域住民たすけあいによる避難支 4 災害時の要援護者支援の充 援体制づくりの推進 実 ②災害ボランティア※活動の推進 ①子どもの登下校時の安全の確保 5 安全に生活できる防犯活動 ②地域の防犯体制の充実 の推進 ③うそ電話詐欺や悪質商法*等から の被害防止の推進 6 生活交通手段の充実 ①移動困難な人への支援

- ※ 権利擁護 自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
- ※ 成年後見制度 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決 定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。
- ※ 災害ボランティア 地震や火山の噴火、水害などの自然災害が起こった地域の住民を助けるために行うものを指す。
- ※ 悪質商法 キャッチセールス、電話勧誘での資格商法などに加え、住宅ローンを絡ませた家屋リフォームなどの工事商法、インターネットを利用した電子詐欺、高額な商品や治療法を売りつけるアトピービジネス、架空請求、振り込め詐欺など。

基本目標	活動目標	施策
②地域のつながりづくり	1 地域での交流の推進	①高齢者の交流の推進 ②子育て世帯の交流の推進 ③地域住民の交流の推進
	2 地域のたすけあい活動の推 進	①地域での一人暮らし高齢者等の見守り活動の推進②地域福祉推進団体への支援等③地域住民同士でのたすけあい活動の推進
	3 民生委員・児童委員及び福 祉員活動の推進	①民生委員・児童委員の活動の強化と住民への周知・啓発等 ②福祉員の活動の強化と住民への周知・啓発等 ③民生委員・児童委員と福祉員の連携の推進
③地域で活動するひとづくり	1 地域福祉活動団体等の活動と人材育成への支援	①担い手の確保と育成の支援 ②活動団体間の交流促進
	2 学ぶ機会等の提供 ―	③活動拠点の充実 ①福祉教育・人権教育の推進 ②福祉問題等を学ぶ機会の提供